

議案第 13 号

名張市学校の管理に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

名張市学校の管理に関する規則（昭和 3 4 年教育委員会規則第 2 4 号）及び名張市立学校水泳プールの管理及び運営基準に関する規則（昭和 4 6 年教育委員会規則第 7 号）並びに名張市立幼稚園規則（昭和 4 5 年教育委員会規則第 5 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 月 6 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市学校の管理に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

小中学校の土曜授業について、子どもや家庭の実態、教職員の勤務体制等を鑑み、その実施を終了し、あわせて、授業時数の確保のため夏季休業日を変更することに伴い、関係規則について所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

(1) 名張市学校の管理に関する規則の一部改正

土曜授業に係る規定を削除し、夏季休業日を7月21日から8月28日（現行：8月31日）までとする。

(2) 名張市立学校水泳プールの管理及び運営基準に関する規則の一部改正

教科指導のためにする使用期間を、6月10日から7月20日の間及び8月29日（現行：9月1日）から9月10日の間の授業日までとする。

(3) 名張市立幼稚園規則の一部改正

幼稚園における夏季休業日は、引き続き、7月21日から8月31日までとする。

3. 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

名張市学校の管理に関する規則等の一部を改正する規則

(名張市学校の管理に関する規則の一部改正)

第1条 名張市学校の管理に関する規則(昭和34年教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第5号中「8月31日」を「8月28日」に改める。

第4条の2を削る。

(名張市立学校水泳プールの管理及び運営基準に関する規則の一部改正)

第2条 名張市立学校水泳プールの管理及び運営基準に関する規則(昭和46年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「9月1日」を「8月29日」に改める。

(名張市立幼稚園規則の一部改正)

第3条 名張市立幼稚園規則(昭和45年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「令和元年度にあつては、同規則附則第4項」を「同条第5号に係る部分を除く。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、夏季休業日は、7月21日から8月31日までとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

名張市学校の管理に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照表

名張市学校の管理に関する規則（第1条関係）

改正案	現行
<p>(休業日)</p> <p>第3条の2 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 夏季休業日 7月21日から<u>8月28日まで</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>(休業日)</p> <p>第3条の2 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 夏季休業日 7月21日から<u>8月31日まで</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p><u>(土曜授業)</u></p> <p>第4条の2 校長は、教育上必要があると認める場合は、第3条の2第3号に規定する休業日を授業日とすることができる。この場合において、校長は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p>

名張市立学校水泳プールの管理及び運営基準に関する規則（第2条関係）

改正案	現行
<p>(使用区分)</p> <p>第4条 プールの使用は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教科指導のためにする使用</p> <p>6月10日から7月20日の間及び<u>8月29日</u>から9月10日の間の授業日</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(使用区分)</p> <p>第4条 プールの使用は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教科指導のためにする使用</p> <p>6月10日から7月20日の間及び<u>9月1日</u>から9月10日の間の授業日</p> <p>(2) (略)</p>

名張市立幼稚園規則（第3条関係）

改正案	現行
<p>(休業日)</p> <p>第4条 幼稚園の休業日は、名張市学校の管理に関する規則第3条の2（<u>同条第5号に係る部分を除く。</u>）の規定による。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、夏季休業日は、<u>7月21日から8月31日までとする。</u></p>	<p>(休業日)</p> <p>第4条 幼稚園の休業日は、名張市学校の管理に関する規則第3条の2（<u>令和元年度にあつては、同規則附則第4項</u>）の規定による。</p>